

相談する前には、各問い合わせ先への確認をお願いします。全ての相談日は年末年始・祝日を除きます。

相談種目		日時	場所	問い合わせ・申し込み先 ほか
市民生活	消費生活相談	月曜、火曜、水曜、金曜 10:00～16:00	市消費生活センター (市役所別館1階)	電話相談か来庁かメールによる相談 ☎市消費生活センター ☎(23)3251
	暮らしの行政相談	6月11日(水)、25日(水) 9:00～正午	6月11日(水) 市役所2階 会議室7、8 6月25日(水) 市役所2階 会議室5、6	当日会場で申し込み ☎総務課 行政係 ☎(27)3303 定員3人程度
	行政書士相談 (要予約)	6月13日(金)、7月11日(金) 11:00～16:00	市役所1階ロビー (うと小路)	電話か市公式ホームページから申し込み ☎総務課 行政係 ☎(27)3303 定員5人
	年金相談 (要予約)	6月5日(木)、7月3日(木) 9:30～15:00	福祉センター	☎熊本東年金事務所お客様相談室 ☎096(367)2503 ※令和7年度から月1回の開催になりました
	自立相談	月曜～金曜 9:00～16:00	うと自立相談センター (宇土市社会福祉協議会内)	☎うと自立相談センター ☎(23)3756
	司法書士消費生活相談 (要予約)	6月26日(木) 13:00～16:00	市役所2階 会議室8	電話で申し込み ☎商工観光課 商工振興係 ☎(27)3328
社会福祉協議会	人権相談		6月5日(木) 13:00～16:00	市役所2階 会議室8 当日会場で申し込み 定員3人程度 ☎総務課 行政係 ☎(27)3303
	宇土 ふれあい 福祉 相談所	成年後見 相談	毎月第1金曜 13:00～16:00	宇土市社会福祉協議会 【申込不要】 ☎(23)3756 【申込必要】 法律相談の予約受付は毎月1日から8人まで ※初回の人優先 ☎宇土市社会福祉協議会 ☎(23)3756
		法律相談 (要予約)	毎月第3金曜 13:00～16:00	
		不動産相談 (要予約)	お問い合わせください	
福祉	ふくしの相談窓口		月曜～金曜 8:30～17:15	福祉課 ふくしの相談窓口 ☎福祉課 ふくしの相談窓口 ☎(22)1111 (内線433)
家庭・子ども	こころの健康相談 (要予約)		6月12日(木) 14:00～16:00	宇城保健所 相談室 ☎宇城保健所 ☎(32)1207
	家庭児童相談・ 女性相談		月曜～金曜 8:30～17:15	子育て支援課 こども家庭センター ☎こども家庭センター ☎(27)3322 ※ご相談の際には、事前にお電話ください。
	ヤングテレフォン		月曜、水曜 13:00～17:00	電話かメールによる相談 ☎ヤングテレフォン ☎(23)1139 ✉young01@city.uto.lg.jp
高齢者	高齢者のための 相談窓口(要予約)		月曜～金曜 8:30～17:15	☎地域包括支援センター ☎(24)1555 轟・花園・全地区 ランチ本町(うと地域総合ケアセンター内) ☎(23)5266 宇土・走瀧担当 ランチ西部(介護老人保健施設景雅苑内) ☎(27)1010 網田・網津・緑川担当
就労	ハローワーク宇城 地域職業相談室		月曜～金曜 9:30～17:00 ※正午～13:00は閉庁 となる場合があります。	市役所別館2階 ☎地域職業相談室 ☎(26)1003
	ジョブカフェ・ 宇城ランチ (無料就労相談窓口)		月曜～金曜 10:00～17:00	宇城地域振興局1階 (松橋町久具400-1) ☎ジョブカフェ・宇城ランチ ☎(32)1529

vol.1



タクシーは大切な地域公共交通 今後、ますます必要とされるタクシー



宇城タクシー(有) ☎(22)0711



(有)西田タクシー ☎(22)0726

タクシードライバーを募集しています！
気軽にご連絡ください！

タクシーを利用する理由はさまざまです。疲れているときや、荷物の多いとき、時間のないとき、天候が悪いとき、お酒を飲んだときなど、その時々
の状況によって、利用されています。

また、免許返納された人や、マイカーを持たない家族にとって、タクシー
は、買い物や通院などのために、なくてはならない存在です。高齢化が進ん
でいる宇土市にとって、これからますます必要とされる公共交通とも言え
ます。

そして、旅行や仕事で宇土市を訪れた人たちにとっても、タクシーは欠
かせない交通手段です。

しかし今、深刻なドライバー不足で、待ち時間の増加、深夜や早朝など特
定の時間帯での配車ができないといった問題が生じています。

このままでは、タクシーが運行できなくなってしまうかもしれません。

深刻なドライバー不足の解消のため、「普通第二種免許」の規制緩和や、
女性やシニア世代の人も活躍できる働きやすい環境整備が行われています。

宇土市としても、タクシードライバー不足解消に向けてさまざまな対策
を考え、進めていきます。

☎企画課 企画係 ☎(27)3305



消費者トラブル注意報

個人情報を読み出す不審な電話にご注意ください

☎市消費生活センター ☎(23)3251
(相談受付時間：月・火・水・金(祝日除く)10:00～16:00)
消費者ホットライン ☎188

事例1

自宅の固定電話に国の行政機関を
名乗り「これから2時間後に通信で
きなくなる」という電話がかかって
きた。非通知設定からの着信だった。
突然通信できなくなることはない
はずなので、明らかにおかしい。国
の行政機関をかたっていると思い
電話を切ったが、他にも同様の電話
がかかる可能性があるので情報提
供したい。(70歳代)

ひとこと助言

- 国の行政機関や電話会社などをかたる、自動音声ガイダンスやSMSを使った不審な電話に関する相談が多数寄せられています。
- 行政機関や電話会社から、電話を停止することに関して、自動音声ガイダンスやSMSを使って連絡することは絶対にありません。すぐに電話を切りましょう。
- 非通知や知らない番号からの電話には普段から慎重になりましょう。個人情報は絶対に伝えないでください。

不安に思うことやトラブルが生じた場合は、早めに宇土市消費生活センターへご相談ください。